

「放射性物質汚染対処特別措置法」の見直しが必要

行き詰まった原発事故処理 除染土が環境行政を破壊する

環境省の「放射性物質汚染対処特別措置法」の改正省令案が施行されれば、全国どこでも原発事故で汚染された土壌の再生利用が可能となる。このままでは原子力規制行政も環境行政も破壊されてしまう。

まさのあつこ

環境省は、「処分」という言葉の拡大解釈と省令改正という小手先のごまかしで除染で出た汚染土壌を再生利用する歪んだ道を突き進もうとしている。飛び散った放射性物質で汚染された土壌の再生利用を8000 Bq（ベクレル）/kg以下まで許容する道だ。これは原子炉等規制法で原子力事業者に課したコンクリートや金属を再生利用するときの100 Bq/kg以下の規制の80倍にあたる。

2011年3月の東京電力福島第一原発1号機と3号機の爆発は東北・関東の広範囲を汚染。本来なら「汚染者負担の原則」で東京電力が事故処理をすべきものだ。

しかし、同年8月成立の「放射性物質汚染対処特別措置法」（以下、特措法）では、東電の事故処理の範囲を原発敷地内にとどめた。汚染濃度の高い避難区域は国が、それ以外の汚染地域では自治体に追加被ばく線量が年1ミリシーベ

ルト以上（空間線量0・23マイクロシーベルト/時と換算）の地域を対象に除染させ、20ミリシーベルト以下の地域への人々の居住を許容した。

原子炉等規制法では、事業者に対し、人々を年1ミリシーベルト以上被ばくさせてはならないとし

ていることと異なる。二重基準だ。このダブルスタンダードを生む「特措法」は、当時の環境大臣、江田五月氏によれば、環境省として「検討の時間がかけられないから議員立法でお願ひするしかない」という苦肉の策で成立。それ故に、附則第六条で「放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方」その他の放射性物質に関する法制度の在り方について「抜本的な見直し」をするよう政府には宿題が出されていた。しかし、その後も二重基準の解消とは真逆の方向へ進んできた。

戦略と現実との乖離拡大

2014年になると汚染土を中間貯蔵施設（大熊町と双葉町）に搬入するが、搬入開始後30年以内に福島県外に搬出して最終処分すると法律で定めた。

環境省は、その実現のために、表向きには「中間貯蔵除去土壌等

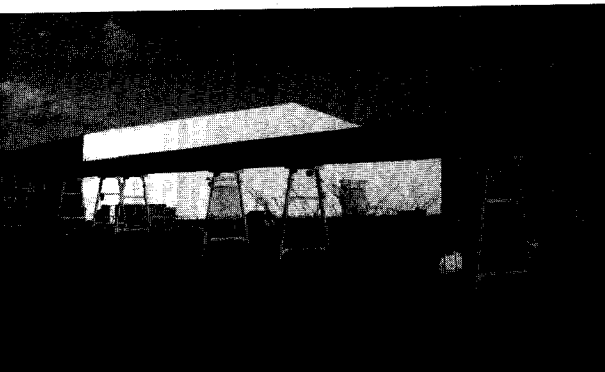


除染廃棄物を詰めたフレコンバッグ（大型土嚢）が台風19号の大雨で仮置き場から流出した。2019年10月14日、福島県田村市。（写真提供/共同）

の減容・再生利用技術開発戦略検討会」を立ち上げ、裏側では非公開で原子力研究開発機構や土木学会に委託・再委託などしてワーキンググループを開催し、16年にはある「戦略」を打ち立てた。中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」のことだ。

これには、県外で汚染土壌の最終処分場を見つけるのは「実現性が乏しい」から、汚染土壌を「管理主体や責任体制が明確となつて」いる「公共事業等で「管理の下で」再生利用するとされた。

しかし、その量の多さから、再生利用どころか中間貯蔵施設への搬入が進まない。仮置き場には国管理分で236カ所、自治体管理分で760カ所の大型土嚢がとどまつている（19年10月時点）。すでに管理はささんになってい



大熊町と双葉町には、種々の中間貯蔵施設が点在し、ベルトコンベヤーが縦横無尽に設置されている。写真は、福島県内で発生した10万Bq/kg超の焼却灰等を一時保管する建屋。中間貯蔵施設に搬入予定の1400万立方メートルの土壌のうち、搬入済みは155万立方メートル（2018年10月現在）にすぎない。（写真提供/原発ゼロの会）